

各務原市青少年育成市民会議補助金交付要綱

(平成28年9月12日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、青少年の健全育成を推進するため、市内各校区の青少年育成市民会議（独立の会計を有しない青少年育成市民会議にあつては、当該青少年育成市民会議に関連する団体として市長が認めるもの。以下「校区市民会議」という。）に対し、予算の範囲内で各務原市青少年育成市民会議補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助金の額)

第2条 補助金は、校区市民会議が発行する育成だよりその他の青少年の育成に係る機関紙の印刷製本に要する費用に対して交付するものとする。

2 補助金の額は、各校区市民会議につき、前項に規定する費用又は3万3,000円（那加二東部青少年育成市民会議及び那加二雄飛青少年育成市民会議にあつては、2万2,000円）のいずれか低い額とする。

(補助金の実施報告)

第3条 規則第5条の規定により補助金の交付決定を受けた校区市民会議は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に発行する育成だよりについて適用する。

附 則（平成31年4月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。